

常勤役員退職金規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会定款第33条第1項の規定に基づき、常勤の役員（以下「役員」という。）の退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給)

第2条 役員が辞任し、解任され、若しくは死亡により退職した場合には、その者（死亡した場合には、その遺族）に役職及び在職期間に応じて退職金を支給する。

ただし、定款第32条第1号の規定により解任されたときは支給しない。

2 退職金は、法令又は規程に基づき控除すべき金額がある場合には、支給すべき退職金からその金額を控除して支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職1月につき、在職期間中の報酬月額に次に定める役職区分ごとの支給率を乗じて得た額とする。

在職期間中の役職又は報酬月額が異なる場合においては、それぞれの異なる在職期間ごとに在職期間1月についての額を計算した額とする。

役職区分ごとの支給率

会 長	0.1479
副 会 長	0.1392
専務理事	0.1305
常務理事	0.1218
理 事	0.1131

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の計算は、役員に就任した日に属する月から、辞任し、解任され、若しくは死亡した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の傷病による休職を除く。）又は停職により現実に職務をとることを要しない期間がある月があった場合は、その月数の2分の1に相当する月数（1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を前項の規定により計算した在職期間から除算する。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び役員に就任した場合は、その者は引き続き在職したものとみなす。また、任期満了の日以前又はその翌日において役職を

異にする役員に就任した場合も同様とする。

(端数の処理)

第6条 退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 役員退職金規程(平成14年11月13日)は、本規程の実施日をもって廃止する。

附 則 (平成27年5月26日)

この規程の改正は平成27年4月1日から適用する。